

中小企業等 **事業再構築促進事業** を活用して

<https://jigyousaikouchiku.go.jp/>

デジタルサイネージ

をはじめよう

メリット



事例

価格



【DJ-Signage】を導入してクラウドへアクセス、リアルタイム情報を一括送信 一元管理

※様々な設置場所のサイネージのスケジュールを管理できます。



※屋内43型両面天吊式サイネージ



※屋内55型スタンド式サイネージ



※屋内43型自立式サイネージ





事業イメージ

主な補助対象要件

- ① 2020年4月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ前と比較して10%以上減少していること
- ② 事業再構築指針に沿った事業計画を認定経営革新等支援機関と策定すること（補助額3,000万円超は金融機関も必須）等

補助金額・補助率

申請類型	補助上限額(※1)	補助率
最低賃金枠 (最低賃金引上げの影響を受け、その原資の確保が困難な特に業況の厳しい事業者に対する支援)	500万円、1,000万円、1,500万円(※2)	中小3/4、中堅2/3
回復・再生応援枠 (引き続き業況が厳しい事業者や事業再生に取り組む事業者に対する支援)	2,000万円、4,000万円、6,000万円、8,000万円(※2)	中小2/3、中堅1/2(※3)
通常枠 (事業再構築に取り組む事業者に対する支援)	2,000万円、4,000万円、6,000万円、8,000万円(※2)	中小2/3、中堅1/2(※3)
大規模賃金引上げ枠 (多くの従業員を雇用しながら、継続的な賃金引上げに取り組むとともに、従業員を増やして生産性を向上させる事業者に対する支援)	1億円	中小1/2、中堅1/3
グリーン成長枠 (研究開発・技術開発又は人材育成を行いながら、グリーン成長戦略「実行計画」14分野の課題の解決に資する取組を行う事業者に対する支援)	中小1億円、中堅1.5億円	中小1/2、中堅1/3

(※1) 補助下限額は100万円 (※2) 従業員規模により異なる
(※3) 6,000万円超は1/2(中小のみ)、4,000万円超は1/3(中堅のみ)

補助対象経費

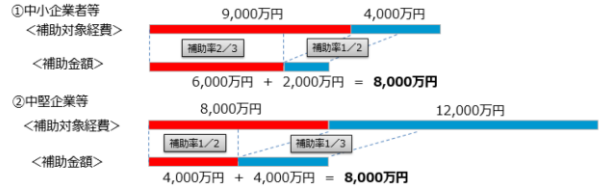
建物費、機械装置・システム構築費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、外注費、知的財産権等関連経費、広告宣伝・販売促進費、研修費（一部の経費については上限等の制限あり）

【1】通常枠

項目	要件
概要	新分野展開や業態転換、事業・業種転換等の取組、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等を目指す中小企業等の新たな挑戦を支援。
補助金額	【従業員数 20人以下】 100万円～4,000万円 【従業員数 21～50人】 100万円～6,000万円 【従業員数 51人以上】 100万円～8,000万円
補助率	中小企業者等 2/3(6,000万円超は1/2(※)) 中堅企業等 1/2(4,000万円超は1/3(※))
補助事業実施期間	交付決定日～12か月以内(ただし、採択発表日から14か月後の日まで)
補助対象経費	建物費、機械装置・システム構築費(リース料を含む)、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、外注費、知的財産権等関連経費、広告宣伝・販売促進費、研修費

(※) 補助金額によって補助率が異なりますのでご注意ください。

補助金額が8,000万円となるケース



事業再構築補助金に採択された事業の補助対象経費

↓
事業者の自己負担分について上乗せ補助を実施している自治体

↓
事業再構築補助金では事業再構築時の投資額の3分の2の金額を補助金にて賄えるが、残りの3分の1を自治体が支援

<https://baie-amalfi.com/再構築補助金上乗せ制度のご紹介/>

(1-1) 札幌市

札幌市事業再構築サポート補助金（事業再構築補助金に対して札幌市による上乗せ補助）

札幌市事業再構築サポート補助金

1.事業再構築補助金とは

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、当面の需要や売上の回復が期待しがたい中、ウィズコロナ・ポストコロナの時代の経済社会の変化に対応するために新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等の挑戦を支援するため、国(中小企業庁)が予算措置を行い、採択・交付する補助金です。

・事業再構築補助金

※「事業再構築補助金」を、本ページでは以下「国補助金」と記載しています。

【国補助金に関するお問い合わせ先】

・事業再構築補助金事務局

電話：0570-012-088(ナビダイヤル)、03-4216-4080(IP電話用)

2.札幌市による上乗せ補助について

札幌市では、新型コロナウイルス感染症により、ウィズコロナ・ポストコロナの時代の経済社会の変化に対応するために新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業のうち、国補助金に申請・採択された事業者を対象として、国補助金に連動して上乗せ補助を行う「札幌市事業再構築サポート補助金」を設けました。

札幌市事業再構築サポート補助金交付要綱

https://www.city.sapporo.jp/keizai/chusho/documents/00_saikouchiku_youkou.pdf

別表 補助対象経費、補助率及び補助上限額

補助対象経費	補助率	補助上限額
①建物費、②機械装置・システム構築費、③技術導入費、④専門家経費、⑤運搬費、⑥クラウドサービス利用費、⑦外注費、⑧知的財産権等関連経費、⑨広告宣伝・販売促進費、⑩研修費	6分の1以内	750万円

⑥クラウドサービス利用費	クラウドサービスの利用に関する経費 ※補助事業のために利用するクラウドサービスやWEBプラットフォーム等の利用費であって、自社の他事業と共有する場合は補助対象とされない。
⑦外注費	本事業遂行のために必要な加工や設計(デザイン)・検査等の一部を外注(請負、委託等)する場合の経費
⑧知的財産権等関連経費	新商品・サービスの開発成果の事業化にあたり必要となる特許権等の知的財産権等取得に要する弁護士の手続代行費用や外国特許出願のための翻訳料など知的財産権等取得に関連する経費
⑨広告宣伝・販売促進費	本事業で開発又は提供する製品・サービスに係る広告(パンフレット、動画、写真等)の作成及び媒体掲載、展示会出展(海外展示会を含む)、セミナー開催、市場調査、営業代行利用、マーケティングツール活用等に係る経費
⑩研修費	本事業の遂行のために必要な教育訓練や講座受講等に係る経費

株式会社デジタルソリューション
住所：東京都港区芝浦1丁目12番3号 Daiwa芝浦ビル 6階
TEL:03-6453-6883 FAX:03-6453-6884

第三事業部

住所：札幌市白石区平和通15丁目北1番21号
TEL:011-827-8330 FAX:011-827-8331